

企業年金基金 脱退一時金裁定請求書 兼 中途脱退者選択書

日本赤十字社企業年金基金理事長 殿

提出日 年 月 日

事業所名称											喪失年月日	令和 年 月 日		
加入者番号											喪失事由	①退職 ②65歳到達 ③他()		
(フリガナ)											生年月日	昭和 年 月 日		
氏名	(自署でないときは押印してください)											平成 年 月 日		
住所				-			自宅電話 ()							
							携帯電話 - -							

資格喪失に伴い脱退一時金の取扱いについて「脱退一時金受給にあたってのご案内」の内容を確認し、以下のとおり選択します。(1~8のいずれかに○をつけてください)

①	脱退一時金として受給する
②	通算企業年金(企業年金連合会へ移換)
③	厚生年金基金(転職先へ移換)
④	確定給付企業年金(転職先へ移換)
⑤	企業型確定拠出年金(転職先へ移換)
⑥	iDeCo 個人型確定拠出年金(国民年金基金連合会へ移換)
⑦	待期(将来当基金より年金または一時金を受給)【15年以上】
⑧	その他()

●1の脱退一時金に○をつけた場合は以下の一時金受取方法を選択し記入してください。

受取方法	①銀行等振込	銀行 信金 信組 農協 店									
		金融機関コード・店番号も必ず記入してください (右詰で記入してください)									
	金融機関コード	店番号	普通預金	本人名義口座番号			受給権者本人名義				
②ゆうちょ振込	記号番号	1	0	-						1	
	受給権者本人名義 カタカナで記入してください										

※資格喪失から1年経過した場合、他制度への移換(2~6)はできません。待期を選択した方が脱退一時金を受給する場合は、基金あて裁定請求をしてください。

ご注意

- この請求書の氏名欄に自署してください。
- 1を選択する場合は、喪失事由により以下の書類を添付してください。
(1)市区町村長による「生年月日の証明」又は戸籍抄本又は住民票等。
(2)喪失事由が「退職」の場合には、税法上退職所得となりますので、「退職所得の受給に関する申告書」と退職金を受けた場合は「退職所得の源泉徴収票」を添付してください。
- (3)喪失事由が「65歳到達」の場合、税法上一時所得となりますので、一時金額が100万円を超える場合は「個人番号連絡票」を添付してください。
- 2を選択する場合は、移換に伴い事務費が控除されます。
- 3、4を選択する場合は、再就職先の厚生年金基金又は確定給付企業年金制度に脱退一時金相当額の移換できる旨が定められている必要があります。
- また再就職先から移換申出書入手し、移換手続きを行ってください。
- 5、6を選択する場合は、再就職先又は個人型確定拠出年金の受付金融機関から移換申出書入手し、移換手続きを行ってください。
- 7を選択できるのは、算定基礎期間15年以上に限りです。
- 日本赤十字社の施設に再就職することが決まっています、継続を希望する場合は「8. その他」の欄に再就職施設名を記入してください。
- 当書の選択が完了せず、かつ資格喪失から1年以内に当基金年金受給権を取得した場合は、当基金からの給付となりますので、改めて年金又は選択一時金を請求してください。

●旧基金の上乗せ部分の選択が異なる場合に限り、以下の○を付した事項にご注意ください。(事業所担当者が○をつけてください。)

- Ⓐ 旧基金受給者のため、上乗せ部分について「給付選択届兼裁定請求書」を基金に提出してください。
- Ⓑ 選択肢の7に○をつけたとき、上乗せ部分期間15年未満のため上乗せ部分のみ脱退一時金請求となるので、受取方法を記入してください。
- Ⓒ 選択肢の1に○をつけてください。また、上乗せ部分の年金または選択一時金裁定請求書を基金に提出してください。
- Ⓓ 旧基金上乗せ部分について、選択肢の1に○をつけてください。また、老齢給付金の年金または選択一時金裁定請求書を基金に提出してください。

受付日付印

下記に住所、氏名、生年月日をご記入のうえ、「生年月日に関する証明書」欄に市町村長の証明を受けてください。

(住所)

生年月日に関する証明

左記に記載されている生年月日は、現に左記の者の
戸籍
住民票 に記載されていることを証明する。

(氏名)

令和 年 月 日

証明者

(生年月日)

市区町村長

昭和 年 月 日
平成

印

契

(注) 上記の証明を受けられないときは、戸籍の抄本または住民票を添えてください。